

行政評価条例の施行による総合的かつ体系的な評価システムの構築

京都府京都市

人口：1,389,595 人

面積：827.90 km²

取組の概要

行政評価を恒久的、継続的なものとするとともに、政策評価、事務事業評価、学校評価など7つの評価制度に共通する基本的な事項を定める「行政評価条例（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例）」を施行し、総合的かつ体系的な評価システムの構築に向けた取組を推進している。

取組の紹介

1 取組の背景

- 本市では、これまで市民の目線を大切にし、効果的で効率的な市政を推進するため、政策評価、事務事業評価をはじめとする7つの評価制度を要綱等によりそれぞれ別々に構築し、行政評価の充実に取り組んできた。
- これらの取組を恒久的、継続的なものとするとともに、各評価制度に共通する基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な評価制度を構築するため、平成19年6月に「行政評価条例」を施行した。

2 取組の具体的内容

(1) 行政評価条例の対象

政策評価制度、事務事業評価制度、公共事業評価制度、交通事業事務事業評価制度、上下水道事業経営評価制度、学校評価システム及び外郭団体経営評価システムの7つの評価制度

(2) 行政評価条例の主な意義と特徴

① 総合的・体系的な評価の仕組みの構築

- 各評価制度を条例に位置付け、恒久的、継続的な仕組みを構築
- 7つの評価制度に共通の目的、基本原則等の総合的かつ体系的な仕組みを構築
- 行政評価調査会議を設置し、複数の行政評価に関連する事項を調査、審議

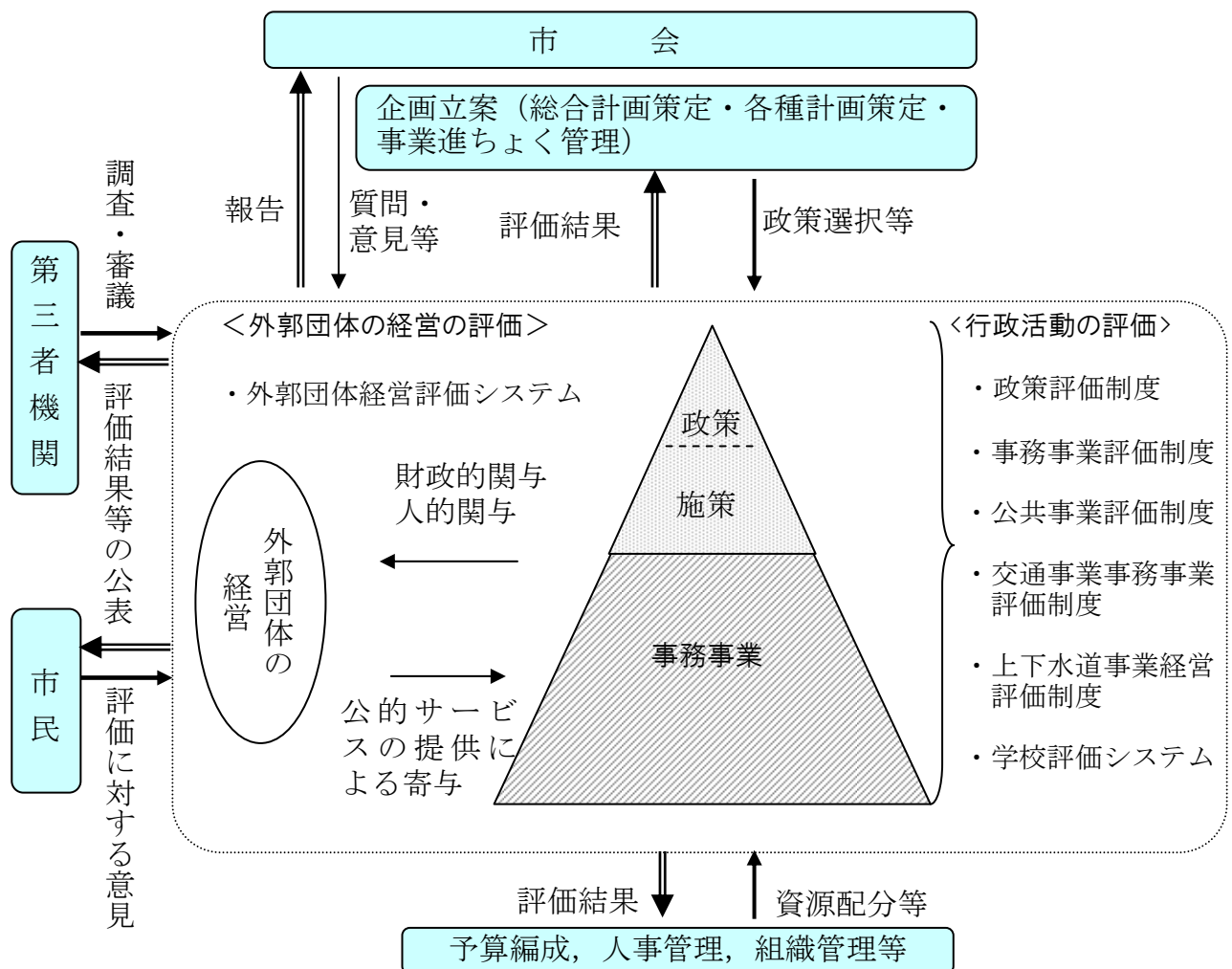
② 効果的、効率的な評価手法とその活用

- ・ 客観性、公平性を担保する「合理的な手法の原則」を規定
- ・ 評価結果を予算編成、企画立案、人事管理、組織管理等に積極的に活用する「積極的な活用の原則」を規定
- ・ 間断なく評価手法の充実に取り組む「継続的な創意工夫の原則」を規定

③ 市民参加による評価の実現

- ・ より市民意識を反映させるため、評価結果を市会や市民の皆様公表することを規定
- ・ 評価方法や結果に対する市民の皆様からの意見・提案を募集し、対処結果を公表する「市民意見申出制度」を創設

【行政評価条例により構築した行政評価のイメージ】



3 取組の効果

- 行政評価条例の「継続的な創意工夫の原則」を踏まえ、各評価制度において、これまで以上に充実・改善の検討を行うようになった。

【行政評価条例を踏まえた改善の例】

（改善例１）評価票の改善（政策評価制度）

- 「原因分析・今後の方向性」欄を新設することなどにより、政策、施策を一層推進し、市民の皆様への説明責任を果たすことができるようになった。

（改善例２）評価結果の公表時期の前倒し（事務事業評価制度）

- 事務事業評価結果を従前の２月から１１月（決算市会時）に前倒して公表することにより、決算説明資料として活用することができるようになった。

（改善例３）事後評価の実施（公共事業評価制度）

- これまで実施してきた「新規採択時評価」（事業着手前に評価）と「再評価」（事業着手から一定年数が経過した事業を評価）に加え、新たに「事後評価」（事業完了後に評価）を実施することにより、対象事業の改善措置や、同種事業の計画の在り方等に反映することができるようになった。

（改善例４）評価結果の市会への報告（学校評価システム）

- 学校評価結果を市会に報告することにより、より一層の説明責任を果たすことができるようになった。

- 複数の行政評価に関連する事項について調査、審議する第三者機関として行政評価調査会議を設置することとした。また、各所管課が全ての評価制度の問題意識を共有し、具体的な連携方法を議論するための定期協議の場を設けることなどによって、評価制度間の連携が深められるようになった。

- 行政評価条例の制定に当たり、パブリック・コメントを実施するとともに、行政評価条例の基本的内容を分かりやすくマンガで解説したリーフレットを発行し、市民意見を広く募集するなど、市民参加を促進することができた。

【リーフレット「行政評価って、なに？」】



2007(平成19)年9月
京都市

お問い合わせ先：行政評価課（〒600-8501 京都市中京区西ノ京1-1-1）



＜マスコットの「成功狸」＞

- ・ 「市民意見申出制度」を創設し、市民の皆様が行政評価に御意見を寄せやすい環境を整えることにより、例えば、政策評価制度のホームページへのアクセス件数が大幅に増加するなど（平成 19 年 6 月から 9 月までの 1 箇月平均の件数が前年同期より約 54%、162 件増加）、市民の皆様の評価制度への関心が高まった。

4 取組中の課題・問題点

市民の皆様が評価制度への関心を一層持っていただくことが課題であり、広報の手法等に更なる工夫を行う必要がある。

5 住民（職員）の反応・評価

「市民意見申出制度」において、「この制度をよりよいものにしていただければ嬉しい」、「第三者機関である京都市政策評価委員会で制度の改善、充実に取り組んでいただきたい」などの御意見が寄せられている。

6 今後の課題

評価結果について、企画立案、予算編成、人事管理、組織管理などの行政運営に一層積極的に活用し、着実に反映していくことが必要である。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

評価制度に完成形というものはないため、不断に改善を加え、よりの確な評価が行えるよう、また市民の皆様が一層の関心を持っていただけるよう、継続的に創意工夫を重ねることが必要であると考えている。

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000016374.html>

担当部署：政策企画課